

別紙

奈良県総合医療センター職員定期健康診断等委託業務 見積条件

以下の内容で見積金額を算定し、積算根拠を明らかにすること。

また、以下の内容は実際の委託内容と異なる可能性がある。

1. 契約期間

平成31年4月1日～平成34年3月31日（3年間）

2. 受診対象者

奈良県総合医療センター職員とし、有期雇用職員等臨時職員を含むものとする。

3. 検査項目及び予定受診者数

委託業務における検査項目及び予定受診者数は別添のとおりとする。

ただし、検査項目や受診者数については変更する場合がある。

4 健康診断の実施体制

- ・実施会場の設営、撤収及び健康診断等の運営、実施時間内に全ての受診対象者の健康診断を終了させるための必要なスタッフを確保すること。
- ・本業務の実施に必要となる検査機材及び消耗品費等の一切を準備すること。
- ・本業務の実施における調整を行う責任者として「総括責任者」を配置すること。
また、実施会場における検診事故や不測の事態に対応する担当者として「実施責任者」を配置すること（総括責任者が立ち会う場合を除く）。

5. 見積書記載要領

(1) 常に受診者数が変更することを想定した上で、必要となる年間委託費総額を記入するとともに、定期健康診断（一般検診）、胸部検診、電離放射線業務従事者健診、有機溶剤取扱業務従事者健診、前立腺がん検査、B型肝炎検査、C型肝炎検査、麻疹・風疹・ムンプス・水痘抗体検査、Tスポット検査に区分し、1人あたりの単価金額を記入すること。

(2) その他、積算にあたっての詳細は仕様書に基づくものとする。

6. 留意事項

- (1) 委託料の支払金額は、検査項目や受診者数によって変動する。
- (2) 予定受診者数は想定であって、実際の受診者数を保証するものではない。
- (3) 検査項目や受診者数の追加については、契約変更の対象とするが、見積書に記載のある見積金額を基準とする。
- (4) 当センターが実施する検査において、受託者の業務の実施内容が本仕様書の内容を満たしていないと判断した場合には、口頭又は書面により改善要求を行い、当該改善要求に対して、受託者側の対応が不誠実なものであると判断される場合には、委託代金を減額することができるものとする。